

国官会第 2 5 2 7 0 号
国官技第 3 8 8 号
国営管第 5 2 0 号
国営計第 1 6 4 号
国営整第 1 9 9 号
国港総第 6 9 0 号
国港技第 1 2 0 号
国北予第 2 3 号
令和 6 年 3 月 1 5 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港湾空港部長 殿
北 海 道 開 発 局	事業振興部長 殿
	営 繕 部 長 殿
国土技術政策総合研究所	総 務 部 長 殿
	管理調整部長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿

国土交通省

大 臣 官 房 会 計 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
大臣官房官庁営繕部整備課長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」の一部改正について

工事又は業務等に係る通知等における基準額については、「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和 4 年 3 月 30 日国官会第 23759 号、国官技第 377 号、国営管第 848 号、国営計第 214 号、国営整第 172 号、国港総第 750 号、国港技第 111 号、国北予第 75 号）により定めているところである。

今般、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額を定める件（令和 6 年財務省告示第 24 号）が告示されたことを受け、当該通知を下記の通り改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和 4 年 3 月 30 日国官会第 23759 号、国官技第 377 号、国営管第 848 号、国営計第 214 号、国営整第 172 号、国港総第 750 号、国港技第 111 号、国北予第 75 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(別紙の 1 に掲げる通知等における基準額) 1. 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和 55 年政令第 300 号)第 3 条第 1 項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額のうち、特定役務のうち建設工事の調達契約の区分に対応する額とし、<u>令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に締結される調達契約については、8 億 1,000 万円。</u> (別紙の 2 に掲げる通知における基準額) 2. <u>国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額のうち、特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約の区分に対応する額とし、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に締結される調達契約については、8,100 万円。</u>	(別紙の 1 に掲げる通知等における基準額) 1. 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和 55 年政令第 300 号)第 3 条第 1 項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額のうち、特定役務のうち建設工事の調達契約の区分に対応する額とし、<u>令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に締結される調達契約については、6 億 8 千万円。</u> (別紙の 2 に掲げる通知における基準額) 2. <u>国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和 55 年政令第 300 号)第 3 条第 1 項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額のうち、特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約の区分に対応する額とし、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に締結される調達契約については、6 千 8 百万円。</u>
別紙 1 記 1 の基準額を適用する通知等 ・工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の試行について(平成 19 年 4 月 12 日付け国地契第 2 号、国官技第 18-2 号、国営計第 3-4 号) (略)	別紙 1 記 1 の基準額を適用する通知等 ・一般競争入札方式の実施について(平成 6 年 6 月 21 日付け建設省厚発第 260 号) ・官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式の実施について(平成 6 年 6 月 21 日付け建設省営管発第 349 号) ・一般競争入札の実施について(平成 6 年 6 月 22 日付け港管第 1385 号) ・工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の試行について(平成 19 年 4 月 12 日付け国地契第 2 号、国官技第 18-2 号、国営計第 3-4 号) (略)

- ・入札保証金の取扱いに関する試行について（平成 24 年 10 月 2 日付け国営管第 255 号）
- ・官庁営繕部所掌の工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の試行について（令和 4 年 3 月 30 日付け事務連絡）
- ・一般競争入札方式の手続について（令和 5 年 12 月 22 日付け国港総第 521 号、国港技第 86 号）
- ・一般競争入札方式の手続について（令和 5 年 12 月 27 日付け国会公契第 22 号、国官技第 272 号、国営計第 130 号）
- ・官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式の手続について（令和 5 年 12 月 27 日付け国営管第 377 号）

- ・直轄事業における復旧・復興工事のための共同企業体の当面の取扱いについて（平成 24 年 3 月 29 日付け国地契第 105 号、国官技第 368 号、国営計第 120 号、国港総第 755 号、国港技第 152 号）
- ・入札保証金の取扱いに関する試行について（平成 24 年 10 月 2 日付け国営管第 255 号）
- ・官庁営繕部所掌の工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の試行について（令和 4 年 3 月 30 日付け事務連絡）